

令和5年10月泉南市農業委員会定例会

令和5年10月10日 午後1時30分
市役所別館 1階 会議室1・2

・出席委員

(農業委員)

| | | |
|-------|-------|-------|
| 山下 博 | 岩本 和夫 | 奥田 清 |
| 宮内 栄作 | 杉野 榮一 | 東 和宏 |
| 伊藤 喜久 | 池上 安夫 | 森谷 豊 |
| 南 直樹 | 上野 寛治 | 立道 智恵 |
| 湊 聡美 | | |

(推進委員)

| | | |
|-------|------|-------|
| 松本 一美 | 宮下 明 | 向井 彰一 |
| 戎野 繁 | 大佐 博 | |

・欠席委員

(農業委員)

山本 芳男

(推進委員)

西浦 賢二

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和5年10月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席については山本委員より欠席の届出が出ております。よって14名中13名出席で、過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、西浦委員より欠席の届出が出ております。本日の出席は、5名となっております。

それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事となっております。会長よろしく申し上げます。

会長 今年の夏は観測史上最も暑い夏だと言われたのですが、その夏が終わり、いっきに秋がやってまいりました。まさしく収穫のシーズンに入っております。田んぼを見回しますと、まだ遅い米がかなり残っているようでございます。まだまだ皆さんお忙しいかと思いますが、そんな中、泉南市農業委員会10月定例会にご出席いただきありがとうございます。

会 長 さて、先月に内閣改造が行われております。新しい農林水産大臣に宮下一郎衆議院議員が就任されております。宮下大臣は長野５区選出の６５歳です。党内きっての農政通という事でございますので、その手腕に大いに期待したいと思っております。就任会見で、現在各地で動き出している地域計画の策定について「地域の１０年後の農業のあり方を明確にする地域農業の設計図として大変重要なものであります。」と述べております。国もできる限り後押しをしたいとも述べております。また、農業委員会においては農地の将来の目標地図の素案の作成が最重要課題だと強調しております。当委員会におきましても、この素案作りを進めていく必要がございます。その為には、皆様方のご理解とご協力が欠かせません。どうかよろしくお願いいたします。

さて、本日は議案が４件、報告案件が２件でございます。どうか最後まで慎重審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 それではこれより議事に入ります。

まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第１５条第２項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、８番 池上委員、１０番 森谷委員をお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和５年議案第２７号「泉南市農業委員会「農地等の利用の最適化推進に関する指針」の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和５年議案第２７号について朗読する。事務局の方から議案第２７号について説明させていただきます。

令和５年４月現在で農地面積が４９６ｈａあります。過去３年に転用された農地が、市街化・調整区域合わせて年平均２．３ｈａでした。この調子で転用が行われ、現在、〇〇地区に計画されている地区計画１１．８ｈａと〇〇地区の開発０．７ｈａを合わせると、５年後の農地面積は４７２ｈａに減少されます。

事務局

第2の1の遊休農地の発生防止と解消の取り組みについてですが、3年前同様、今回も3%以下の目標を立てたいと思います。

現在の遊休農地の面積については、19.9haで、遊休農地率は4%となっております。原因は、やはり高齢化や農業従事者離れですが、目標までには1%以上の遊休農地率を減少しなければならず、それには、樹木等に覆われてしまっている農地を非農地判断することも一つであると考えています。

農地の適正管理の指導や意向調査による斡旋等を行ってきましたが、農業委員会としての努力も虚しく、放棄された農地が多数見受けられます。これらの農地を放置することは、農業委員・推進委員のみなさんの責務にもかかってきます。今回、遊休農地解消の取組方法として、掲げている事は、2点です。

一点目は、農地の集積・集約化の推進です。

二点目は、再生困難な農地の非農地判断を行うことです。

続きまして、2の農地利用集積の取り組みについてです。

集積面積につきましては、令和2年4月時点での国版・府版の認定農業者と利用集積面積の35.6haに対し、令和5年4月時点では69.3haと増加し、集積率も7%から13.9%にアップしました。基本構想では集積率の目標は25%となっておりますが、事実上5年で25%は少しハードルが高く、3年前同様5年後の集積率16%以上を目指し、引き続き、農業委員・推進委員のみなさまにおかれましては、利用集積等の契約や認定農業者の登録へ積極的なアプローチよろしくお願い致します。

続きまして、3の新規参入の促進についてです。

令和元年度から泉南農業塾卒業生等、年間1経営体の参入があり、今回も目標は年間1経営体以上にしたいと思います。

農地の斡旋だけではなく、出荷先や販路も同時に紹介する形を取らないと新規就農者を増やすことは難しいと思いますので、その点についても皆様のお力をお借りしたいと思います。

ちなみに今回の改正については、農業委員の改選に伴う指針の改正となっております。しかし、3年以内でも随時法改正等に伴う指針の改正をしております。前回は4月に法改正に伴い評価方法の改正を行っております。今回は目標値の改正となります。

会長

ありがとうございます。

農業委員会等に関する法律第7条に、「農地等の利用の最適化の推進

会 長 「に関する指針」について定めるよう努めなければならないとされており、また、指針を策定する時は、推進委員の意見を聴かなければならないとされています。推進委員さん、何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 要は、改正点は3つあり、遊休農地の発生防止・解消、担い手への利用集積、新規参入の促進と大きな3つの柱の目標についてです。達成できなかったからといって罰則規定はありませんので、努力目標という事になるかとは思いますが。

担い手への利用集積についてですが、この担い手というのは認定農者のみですか。

事 務 局 はい。

会 長 では、皆さんご存じないかと思しますので、各地区の国版・府版の認定農業者のリストを配布してもらえますか。

事 務 局 わかりました。令和5年4月時点で国版認定農業者が25名、大阪府版認定農業者が45名です。補足ですが、なぜ認定農業者なのかといいますと、認定農業者は目標の農業所得が600万円以上と掲げられており、農地を集積し、効率的に利用し600万円以上の農業所得を上げている農業者に対し認定をしております。しかし、小規模農業者でも600万円以上の所得があるのであれば、認定農業者になって頂ければと思います。大阪版ですと、書類を作成し承認されれば、補助金等も出る場合があります。ですので、認定を受けるメリットはあるかと思えます。

会 長 大臣の話では、10年後の将来の農業という話ですので、令和15年には相当な数値にもっていかなければならないかと思えます。その時には集積率25%をクリアする必要があるかと思えます。

ですので、各地区の認定農業者を中心に遊休農地の斡旋の活動をこまめに、地道にやっていただければ、1筆でも多くの利用集積が進むのではないかと思えます。

会 長 他に意見はございませんか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第27号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第27号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第27号は原案のとおりする決定することといたします。

会 長 続きます、令和5年議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和5年議案第28号1件について朗読する。議案第28号につきましては、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。〇〇委員よろしくをお願いします。

〇 〇 委 員 報告いたします。息子さんの代になって、かなりの期間、耕作されておらず、ほったらかしの状態ではありましたが、きれいな状態で管理されていたため、近隣から除草等の苦情もありませんでした。転用に関しては特に問題はないかと思えます。

事 務 局 事務局の方から議案第28号について補足説明させていただきます。譲受人は、不動産賃貸業を営む法人であり、申請地を譲り受け、〇〇小学校や隣の保育園の教員専用駐車場に整備するもので、駐車台数につきましては、乗用車15台、仕上げは砕石仕上げで、排水に関しては、地元水利組合と協議済みで同意も頂いております。

会 長 農地区分3種とは何ですか。

事 務 局 市街化調整区域の農地には1、2、3種等の農地区分があります。3種農地というのは宅地化しやすい条件の農地であるという事です。

会 長 市街化区域に隣接しているような所という事ですか。

事 務 局 はい。また、2種農地というのは山間部とか田んぼの中の農地です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。
それでは質疑がないようですので、議案第28号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第28号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第28号は原案のとおり許可することといたします。

会 長 続きまして、令和5年議案第29号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第29号を朗読する前に、泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により〇〇委員に退席していただきます。

〇〇委員退席

事 務 局 それでは、議案書を朗読させていただきます。令和5年議案第29号10件について朗読する。議案第29号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。No. 1から4までを〇〇委員よろしくお願ひします。

〇 〇 委 員 9月29日に事務局の方と現地確認に行つて参りました。No. 1はトラクターで鋤いていました。No. 2からNo. 4までは現場確認に行つた日にちょうどトラクターで田んぼを鋤いていました。2、3日前に畝を立てて、ほうれん草等を植えていました。以上です。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 5とNo. 6を〇〇委員よろしく願います。

〇〇委員 報告させていただきます。No. 5もNo. 6もネギを植える段取りで鋤いていて、美しくしておりました。問題ないかと思えます。以上です。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 7とNo. 8を〇〇委員よろしく願います。

〇〇委員 現場確認してきました。現状としては平鋤した状態で、作付けの段取りをしていました。以上です。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 9とNo. 10を〇〇委員よろしく願います。

〇〇委員 報告いたします。No. 9はイチジクを植えており、No. 10は、きれいに鋤いた状態でしたので問題ありません。以上です。

事務局 ありがとうございます。事務局から議案第29号につきまして補足させていただきます。

No. 1につきましては、再設定で青ネギを植えられるとの事です。

No. 2からNo. 4までにつきましては、借り手は〇〇市在住の認定農業者で、年齢は42歳です。長年、地元〇〇市で主に水ナスを作付けされていましたが、わけあって、〇〇市を離れ、泉南市一本で耕作されるそうです。水ナス農家として、これから期待したいと思っています。

No. 5につきましては、借り手は43歳と若く、2回目の更新です。

No. 6、No. 7につきましては、貸し手は、どちらも女性の相続人代表者であり、耕作できないため、借り手を探していたところ今回の契約に至りました。

No. 8につきましては、遊休農地でありましたが、No. 7の借り手が大麦を栽培されるとの事でありがたいです。

No. 9につきましても、借り手は42歳と若く、イチジク農家として2回目の更新です。

No. 10につきましては、借り手は、レモンやゆずの果樹のほか、

事務局 小松菜等の軟弱野菜も植えつけ、自身が働いている事業所の障がい者の子どもたちに農業体験をさせてあげる計画を立てているとの事です。以上です。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 No. 2からNo. 4の借り手は、〇〇市から通って耕作するのですか。

事務局 はい。もともとNo. 3の貸し手とお知り合いだったようです。

会長 凄くありがたい話ですが、耕作は一人ではないですね。

事務局 はい。かなり雇用されておりまして、現在も募集しているようです。

会長 販路は確保できているのですか。

事務局 はい。

会長 この方も認定農業者だから利用集積が可能という事ですね。

事務局 はい、そうです。

会長 よろしいですか。他に質問ございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第29号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第29号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり決定することといたします。

会 長 続きまして令和5年議案第30号「都市農地の貸借の円滑化に係る法律第4条第1項の規定による事業計画の認定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 ここで、議案第29号と議案第30号について補足説明させていただきます。
議案第29号につきましては、市外化調整区域についての貸借です。
議案第30号につきましては、市街化区域の生産緑地についての貸借となります。

事 務 局 令和5年議案第30号1件について朗読する。議案30号につきまして、地区農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 先日、事務局の方と現地確認に行っていました。現状はべた鋤の状態、草を枯らしているところです。その横に肥料を積んでいて、いつでも肥料をやって、次の耕作が出来るような状態でした。以上です。

事 務 局 ありがとうございます。事務局の方から議案第30号につきまして補足説明させていただきます。ご存じの方は多いと思われませんが、借り手は、泉南農業塾卒業生であり、大阪版認定農業者でもあります。〇〇地区のほか、〇〇地区、〇〇地区を拠点に玉葱を栽培しており、37歳の若手農業者のひとりとして将来の有望株として期待をしているところです。

会 長 表作で米作はしていないのですか。

〇〇委員 玉葱だけだと思います。

会 長 若手の有望株で、1町近く経営していますね。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明および各地区

会 長 農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第30号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第30号に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり認定することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和5年報告第20号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和5年報告第20号1件について朗読する。報告第20号につきまして事務局より補足説明させていただきます。当該地につきましては、現況は店舗の従業員駐車場としてすでに利用されており、始末書を添付のうえ届出されました。

会 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第20号を終了します。

会 長 続きまして、令和5年報告第21号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」について補足説明させていただきます。農地を農地として相続し、本来ならば相続税を支払わなければならないところ、農業を続ける事を条件に相続税の納税猶予を

事務局 受けている農地について、3年に1回、農業委員に農業を継続している事を現地確認していただき、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行しております。

事務局 令和5年報告第21号6件について朗読する。報告第21号につきまして事務局より状況を報告させていただきます。

No. 1につきましては、水稻で、ちなみにこの方は、毎年、品評会にも出展されています。

No. 2、No. 3も水稻、No. 4は花卉、No. 5とNo. 6については、どちらも季節野菜、自家野菜の栽培を行っていました。以上です。

会長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

〇〇委員 相続税が免除になるわけですか。

事務局 農業をするという事で猶予になっておりますので、農業をしていなければ、税務署に返さないといけません。以前は20年で免除でしたが、現在は終身となっております。

会長 いつから終身になったのですか。

事務局 平成26年です。今回の案件は全て終身です。亡くなった時に免除になります。その際、相続された方に相続税がかかりますので、継続して納税猶予を受ける場合は、農業委員会に「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の発行の依頼があります。その際に協議をして、承認後に証明書を発行し納税猶予を受けることができます。

〇〇委員 農業を継続するのであれば、この制度を利用すれば良いという事ですね。

事務局 農業を継続しなければいけないという縛りがありますので、土地の評価も踏まえて検討された方が良いかと思います。納税猶予を受けた場合、3年に1回現場を確認に行って、農業をやっているかを確認し、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行し、税務署で承認されて猶予

事務局 となります。

会長 今回はたくさんありますが、全部耕作しているんですね。

事務局 やっています。

会長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第21号を終了します。

会長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
ありがとうございました。

職務代理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして10
月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。
次回の定例会につきましては、11月9日（木）場所は、市役所別館
1階 会議室1・2です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時17分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和5年10月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____